

第6章 実行性のある計画とするために

6-1 推進体制

地球温暖化防止の取組にあたっては、各取組主体間及び市内部の連携・協力を図ることとし、本計画の実行性を確保していきます。

(1) 市民・事業者と市の連携・協働

有識者や市内の事業者、市民、市民団体、関係行政機関、岩手県地球温暖化防止活動推進員、岩手県地球温暖化防止活動推進センター等の各取組主体との連携・協働のもと、計画の推進に努めます。

(2) 市内部の横断的な連携・合意形成

本計画で定める地球温暖化対策は、環境分野に限らず、都市整備や産業、教育など、様々な行政分野にまたがります。よって、実効性を伴う計画推進のためには庁内の横断的な連携と合意の下に進めていくことが不可欠です。そのため、各部局等の地球温暖化対策に関連する計画や事業・施策との連携の確保、施策実施状況の把握や情報交換の実施など、全庁が一体となり取組を推進します。

(3) 国、県及び周辺自治体との連携・協力

地球温暖化防止の取組は、市域のみならず、県都としての広域的な視点に立ち、進めることとします。

特に、自動車の利用抑制や公共交通機関の利用促進、森林の保全・整備など、広域的視点から取り組むことが効率的かつ効果的な対策については、県や周辺自治体と連携して推進していくとともに、積極的に情報交換や意見交換を図ります。

また、本市は盛岡都市圏の中核都市であり、都市圏を構成する周辺自治体との連携や情報交換等を通じ、都市圏全体での温暖化対策を積極的に牽引します。

(4) 地球温暖化防止活動推進員、岩手県地球温暖化防止活動推進センターとの連携・協力

温対法に基づいて任命されている地球温暖化防止活動推進員や、県内の温暖化対策の中心拠点となる岩手県地球温暖化防止活動推進センターと連携し、幅広い取組主体への普及・啓発や地球温暖化対策に関する相談・助言、人材育成、調査等を推進します。

(5) 各種行政計画との連携・調整

本計画は、盛岡市域で取り組む地球温暖化対策に関する基本計画です。他の行政計画においても地球温暖化防止に関連する部分については、本計画と整合が図られている必要があり、必要に応じて連携・調整します。

表6-1 本計画において整合性を考慮した主な関連計画

計画の名称	計画の概要
盛岡市総合計画【基本構想】	・長期的な観点に立ち盛岡のまちづくりを進めるための指針となる計画
盛岡市環境基本計画	・総合計画を環境面において補完し、環境行政のマスタープランとなる計画
盛岡市都市計画マスタープラン	・望ましい都市像をまちづくりの目標として明確にし、将来のまちづくりへ向けた基本方針
盛岡市立地適正化計画	・都市計画マスタープランの一部として、居住や都市機能の立地を促進する区域等を示す計画
盛岡市住宅マスタープラン	・住宅施策を総合的に展開するための計画
盛岡市総合交通計画	・誰もが快適かつスムーズに移動できる交通環境の実現と運輸・交通分野での環境負荷の軽減を図るための交通のあり方を明らかにした計画
もりおか交通戦略	・総合交通計画の方針を受け、公共交通や自転車の利用促進のための具体的な交通施策の立案と将来道路網計画の検証を目的とした計画
盛岡市自転車活用推進計画	・自転車の活用を推進し、誰でも安全で快適に利用できる交通手段としてくらしに定着することを目的とした計画
盛岡市農山漁村再生可能エネルギー法基本計画	・再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する計画
盛岡市木材利用推進方針	・市内の林業・木材産業の活性化と森林の公益的機能の維持を増進するための方針
盛岡市市産材流通推進アクションプラン	・行政と木材流通にかかわる林業・木材産業関係者等が互いに連携、協働し、それぞれの立場(役割)から自主的な取組を推進するためのプラン
盛岡農業振興地域整備計画	・都市と農村の調和がとれた住みよいまちづくりのため、農業的な土地利用と都市的土地利用との整合性を確保し、魅力ある都市型農業を確立するための計画
盛岡市自然環境及び歴史的環境保全計画	・環境基本計画のめざす環境像に対する基本目標を実現するための施策や取り組み内容を明らかにする計画
盛岡市緑の基本計画	・都市公園の整備や民間施設などを対象とする都市緑化の推進、緑化活動への市民の参加の促進などを含んだ、緑に関する基本的な方針を定める計画
盛岡市森林整備計画	・森林関連施策の方向や森林所有者が行う伐採や造林などの森林施策に関する指針などを定めた計画
盛岡市一般廃棄物処理基本計画	・一般廃棄物処理等に関するマスタープランで、ごみの減量や資源化を積極的に推進するための計画
盛岡市ごみ減量化行動計画	・「盛岡市一般廃棄物処理基本計画」のもと、ごみ減量目標の達成に向け、市民・事業者それぞれの実践的行動を促すための指針となる計画

(6)財源の確保

本計画で掲げる施策や事業を中長期的に継続して円滑に推進していくため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。特に温室効果ガス排出削減行動に対する市独自の支援策を検討するほか、次に示す方策を研究するなどして円滑な計画の推進に努めます。

- ・ 国や県、各種外郭団体等の補助制度や支援制度の活用
- ・ ふるさと納税等による市の基金制度の充実・拡充の検討
- ・ 市民共同発電¹、コミュニティ・ファンド²等の民間資本の活用
- ・ カーボン・オフセット³、ESCO⁴などの経済原則に基づく仕組みの導入 など

¹ 市民共同発電：4章注22（p55）参照

² コミュニティ・ファンド：地域住民が出資した資金で設立された基金（ファンド）。市民ファンドともいわれ、特定の地域社会（コミュニティ）の問題解決を行なうベンチャー企業、非営利組織 NPO や、福祉・教育事業への支援、人材の育成などに投資・融資するというかたちで運用される。

6-2 計画の進行管理

(1) 進行管理指標

本計画の実効性を確保するため、進行管理指標を取り入れながら着実な計画の推進を図るとともに、必要に応じて計画の見直しを行います。

<計画の進行管理指標と目標>

表6-2 【排出量削減にかかる指標】

基本施策	指標(単位)	基準 2013	実績 2020	目標 2030	指標の 方向性
1 エネルギーの効率的な利用の促進	市の公共施設への省エネ設備導入による二酸化炭素排出の削減量 (t-CO ₂)	1,396	1,759	13,000	↑
	市の公共施設への再エネ設備導入による二酸化炭素排出の削減量(t-CO ₂)	23	1,487	20,000	↑
2 再生可能エネルギーの普及促進	家庭での太陽光発電システムの導入件数(戸)【累計】	3,384	6,404	17,000	↑
3 脱炭素型のまちづくりと自動車における温暖化対策	市内のクリーンエネルギー自動車の台数(台)【累計】	13,479	33,136	144,000	↑
	通勤時における自動車の交通利用分担率(%)	59.3	62.6	53.0 (2024)	↓
4 廃棄物の発生抑制と資源の循環利用	家庭(可燃・不燃)ごみの排出量(t)	55,824	51,707	45,245 (2026)	↓
	事業系(可燃・不燃)ごみの排出量(t)	43,636	35,726	37,592 (2026)	↓
5 二酸化炭素吸収源の確保	森林経営計画を作成している私有林の面積(ha)	2,160	3,530	4,300	↑
6 各主体による協働と環境配慮行動の促進	家庭向け省エネ診断を受け、取組をした世帯数(世帯)【累計】	65	131	580	↑
	省エネ診断を受け、取組をした企業の数(社)【累計】	98	289	560	↑

※2030年度目標値

目標数値を各部署で所管する個別計画から引用し、かつ個別計画において2030年度の目標が設定されていない場合は、2030年度に最も近い年度で設定されている目標数値を引用し、年度を()に記載している。

³ カーボン・オフセット：4章注23（p55）参照

⁴ ESCO：4章注7（p37）参照

また、前計画において用いていた進行管理指標のうち、気候変動に対する関心や、温室効果ガス排出削減のための行動の一端を表すものとして、以下の項目を「行動変容にかかる指標」とします。

表6-3 【行動変容にかかる指標】

基本施策	指標(単位)	基準 2013	実績 2020	目標 2030	指標の 方向性
1 エネルギーの効率的な利用の促進	長期優良住宅 ⁵ の認定件数(戸)【累計】	1,010	2,500	4,300	↑
3 脱炭素型のまちづくりと自動車における温暖化対策	「自転車で快適に移動できる」と思う市民の割合(%)	34.2	37.0	42.0 (2025)	↑
5 二酸化炭素吸収源の確保	市産材利用の支援制度を活用した住宅・商業店舗の件数(件)【累計】	19	100	200	↑
6 各主体による協働と環境配慮行動の促進	環境学習教材を利用した人数(人)	4,148	18,097	30,000	↑
	環境に関する啓発事業への参加者数(人)	39,580	10,962	40,000	↑
	子ども環境モニターの参加者数(人)【累計】	4,839	16,505	33,000	↑
	まちづくり評価アンケート調査で「CO ₂ 削減など地球環境にやさしい生活を心がけている」と答えた市民の割合(%)	80.7	76.6	100	↑

(2) 進行管理

市は、計画に基づく施策や事業の実施にあたっては、PDCAの考え方に沿って目的・目標・実施計画を策定し、継続的に改善しながら進捗状況の自己点検を行います。

(3) 年次報告による評価、公表

市は、毎年度の温室効果ガスの排出状況や施策の進捗状況、目標の達成状況及びその評価・分析結果等について、盛岡市環境審議会に報告するとともに、年次報告書「もりおかの環境」や広報紙、市ホームページ等を通じて市民に公表します。寄せられた提案や意見は、次年度の実施計画や計画見直しに反映させていきます。

⁵ 長期優良住宅：建築物としての寿命や住環境への配慮など、複数の観点から長期にわたり使用可能な優良な住宅のこと。所管行政庁から長期優良住宅として認定を受けることで、税制上の優遇措置が受けられるなどのメリットがある。

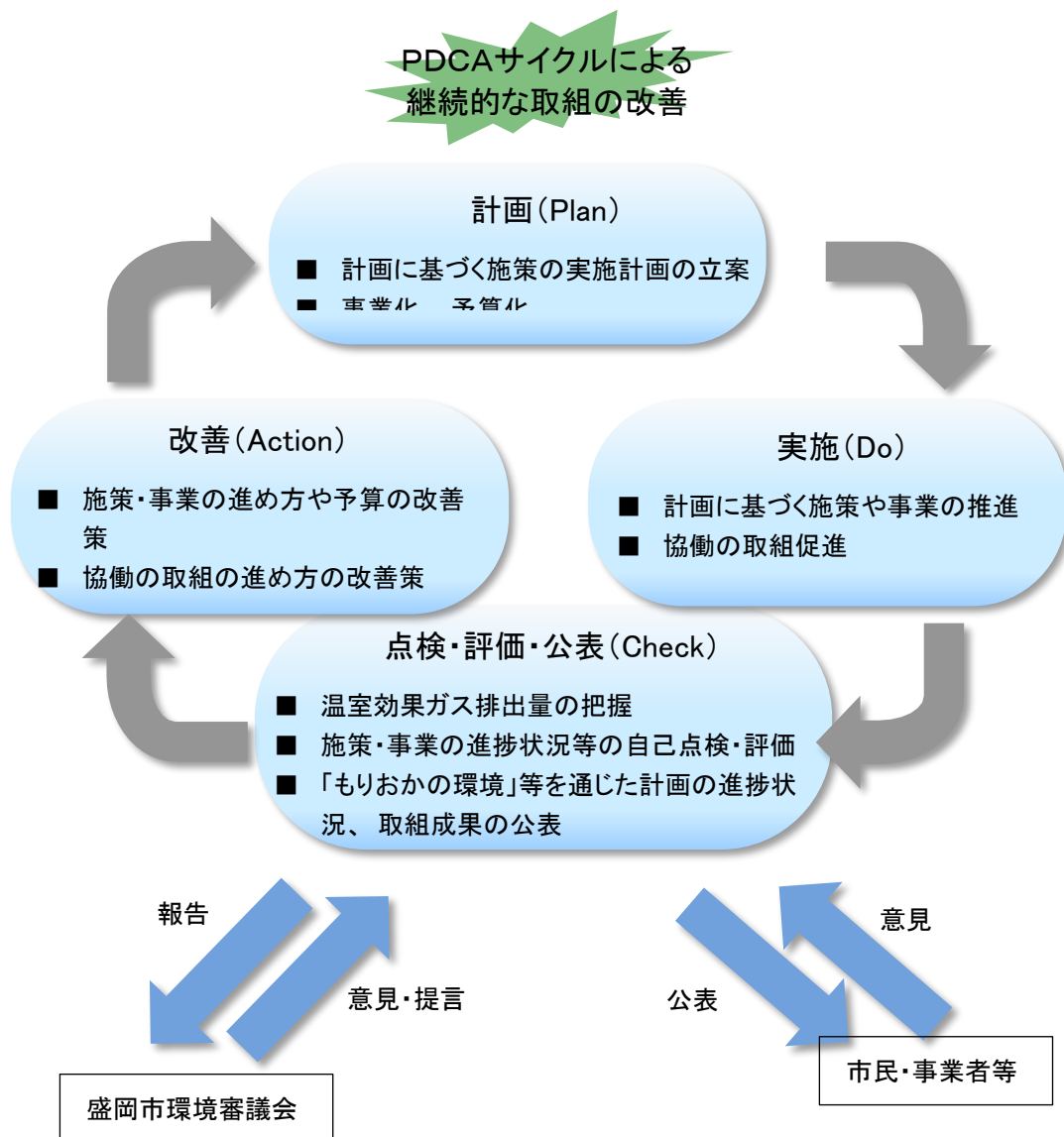


図6-1 PDCA サイクルによる継続的な取組の改善(イメージ図)

(4) 改正地球温暖化対策推進法に基づく計画の見直し

令和3年6月に改正地球温暖化対策推進法が公布され、地域脱炭素ロードマップが示されました。また、令和3年10月には改正温対法に基づく地球温暖化対策計画が公表され、その後も、地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令案、温対法施行規則の一部改正に向けた作業が進められており、都道府県及び市町村はこれらを反映させながら脱炭素に向けた取組を進める必要があります。

本計画は、進行管理や中間評価のため改定から5年を目途に計画の見直しを予定していますが、国等の動向により改正の必要が生じた場合は、速やかにそれに対応することとします。